（前のページより続き）

○創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示（**総務・経済産業**四）　二八

○製造業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　二九

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針を定める件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　三〇

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第三条第二項の主務大臣が定める期間及び基準発生原単位の全部を改正する件（**同**二）　三一

○卸売・小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一）　三二

○農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産**三）　三三

○株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものの一部を改正する告示（**財務・経済産業**一）　三四

○障害福祉分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（**厚生労働**六二）　三五

○職業紹介事業・労働者派遣事業分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（**同**六三）　三六

○外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（**厚生労働・農林水産**二）　三七

○旅館業に係る事業分野別指針の一部を改正する件（**厚生労働・国土交通**一）　三八

○小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針（**経済産業**六〇）　三九

○事業継続力強化計画作成指針（**同**六一）　四〇

○学習塾業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**同**六二）　四一

○石油卸売業・燃料小売業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する告示（**同**六三）　四二

○中小企業等経営強化法施行規則第五条第二項第三号ニに規定する投資に関する契約の契約書の記載事項の一部を改正する告示（**同**六四）　四三

○中小企業等経営強化法施行規則第八条第二項第一号の表及び第二号の規定に基づき主として電気の販売を行うために取得等をする設備を定める告示の一部を改正する告示（**同**六五）　四四

○小笠原諸島振興開発特別措置法の規定に基づき、小笠原諸島振興開発基本方針を定めたことに伴い公表する件（**国土交通**二七九）　四五

○核燃料物質等車両運搬規則の細目を定める告示の一部を改正する件（**同**二八〇）　四六

府令

○内閣府令第十九号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十七条の五の内閣府令で定める要件）	（法第二十七条の五の内閣府令で定める要件）
第十四条　法第二十七条の五の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。	**第十四条**　法第二十七条の五の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
イ　設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）次に掲げる要件の全てを満たすものであること。	イ　設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
(1)　常勤の研究者又は新事業活動従事者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第七項に掲げる新事業活動に従事する者であって研究者に該当しない者をいう。以下同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該研究者又は新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であること。	(1)　常勤の研究者又は新事業活動従事者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第六項に掲げる新事業活動に従事する者であって研究者に該当しない者をいう。以下同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該研究者又は新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であること。
(2)　［略］	(2)　［同上］
［三～八　略］	［三～八　同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

○内閣府令第二十号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三